

第3回八王子市職拡大闘争委員会

(経過・日程)

別紙

(報告事項)

1. 東京都市町村共済組合役員選挙 11/12
職員側理事 加藤 信明 副委員長(二期目)

(協議事項)

1. 賃金確定闘争について

(1) 今次賃金確定の争点

- ①賃金水準の維持・改善(地域手当も含めた)
- ②給与構造・制度改革にあたっては労使協議を前提とし、一方的実施をしない
- ③時間短縮の早期実施
- ④臨時職員・嘱託職員の処遇改善
- ⑤公共サービス関連労働者の処遇改善

(2) 先週(11/13)までの交渉経過

11/13 団体交渉 当局側 給与構造改革に伴う賃金引下げと地域手当の導入問題もあるが、今次賃金改定協議では、人事委員会を持たない八王子市の現状では、「不本意ながらも東京都人事委員会の勧告を基本とせざるを得ない。従ってマイナス0.09%の範囲で改定に臨みたい。また、マイナス勧告にともなう、所要の調整についても、これまでの例に基づいて、年内の手続きとしたい。配分等の協議にあたっては、民間の状況を踏まえた内容も考慮しながら、事務的な調整に入りたい。

組合側 社会情勢も含め苦しい状況にあるが、三多摩の各市では財政状況を理由とした職員給の引き下げの動きがある。しかし、こうした時こそ、使用者側の姿勢が問われる訳で、体をはってでも職員を守ると言う立場で臨んでもらいたい。

改定の考え方について、マイナス0.09%の範囲内との考え方を受けとめる。ただし、表の具体的な作り方や配分の考え方については、来週中に決着するようにしてもらいたい。

また、配分協議では高齢層の見直しを考えている様だが、組織の中核を担っている層だけに、単に民間賃金との比較ということだけでなく、働き方など人事政策的にも考慮するべきである。

当局側 三多摩各市の状況についてはいくつかの副市長から要請もあったが、副市

長会の会長市として、地域給の矛盾について東京都に要請し、副市長会として研究機関を設けるなどしている。今後三多摩人事委員会的な構想も含め検討していく必要がある。

組合側 三多摩各市でもさまざまな課題を同じように抱えている。賃金制度以外でも研究していく必要がある。賃金制度については具体的な協議機関の設置を市長会事務局にも要請して来ている。理事者側も受けとめて働きかけをお願いしたい。

●執行部は13日の拡大闘争委員会で都の勧告の範囲内での改定をするという当局側の考え方を受け、第2回拡大闘争委員会で前段の交渉指標である現行賃金水準維持の確認が出来たと判断し、14日の戦術について回避することとした。

(3) 今回の賃金確定交渉での問題点

①給与構造改革の一環として、国は基本賃金を一律約5%引き下げ、調整手当を廃止したうえで、地域給を0~18%の範囲で新たに導入した。

東京都は多摩地域も含め、基本賃金を国にならい引き下げた上で、これまで12%だった調整手当を廃止し18%の地域給を導入した。

②これを受けて大半の三多摩各市は、基本賃金を引き下げ、調整手当を地域給に変更し、都にならって地域給を導入しようとした。

しかし、基本賃金を引き下げた分を地域給で補おうとするためには、国が定めた地域給支給率を超えることになり、国は国基準を超えた地域給を支給した場合、地方特別交付税を減額する措置を下した。

③八王子市は、地域給支給基準そのものに矛盾があるとし、調整手当を地域手当に名称変更しただけで、地域給導入を先送りした。このため、基本賃金を引き下げた他市と比較し、ラスパイレ指数が高く算定され、東京都からの総合調整交付金が削減されるといった経済制裁を受ける状況になった。

●これは、(ア)矛盾のある国基準の地域給支給率であっても、それを越えると国の経済制裁があり、(イ)地域給を導入せず賃金の引き下げもさせない場合は、ラスパイレ指数が高く、東京都の賃金水準を上回るとして、東京都の総合調整交付金を削減する。…というもので、結果的には労使自主交渉、さらには地方分権そのものに逆行するものとして、八王子市当局自身も国や東京都に抗議すべき内容である。

●国を上回る地域手当相当額の人件費分に対し、
08年は30%分の交付税カットが実施(八王子は無し)
09年は50%以上カットが予測されている

●東京都も、職員の賃金水準や任用制度、諸手当を都と同様、それ以下の水準を目指すことを示唆し、達成できない自治体に対して制裁を加えるという手法を実施している。(総合調整交付金のうちの15%が経営努力割)

④組合では団体交渉のなかで、今回の国や東京都の手法に対して、基礎自治体として市民サービスを責任もって遂行する職員の権利を守るためにも、八王子市当局に対して、国や東京都に明確な態度をとるよう求めた。

⑤また、給与構造改革問題は今年度で終了することにはならない状況を考えると、国や東京都に対して、オール三多摩としての賃金議論が出来る関係を労使ともに検討すべき時期にあり、市長会への第三者機関(例えば三多摩人事委員会の設置)等を視野に入れて対応策を検討するよう要請すべきである。…とした。

⑥高年齢層の賃金抑制についても、行政の先頭にたって頑張っている職員に対して配慮されるべきであり、組合側は2010年定年退職者が無年金状態を迎えるにあたって、誰もが再任用を受けられる仕組みづくりを目指すべきである。

●58歳から65歳まで働き続けられる環境整備

●組合側の考え方に対して、午後1時から団体交渉を開催し、副市長から主旨について考え方が示された。執行部ではこの内容を受けとめるとともに今後市長会を通じ、国や東京都に対して、多摩地域の水準について協議する機関を設けるなど、オール三多摩として対応していく考え方を確認して団体交渉を終了した。

●執行委員会は団体交渉での協議内容を確認し、当局側から示されている賃金配分の考え方について受け入れることとしたい。

(4) 賃金表改定の考え方

●手当を含めた改定率 $\Delta 0.09\%$

所要の調整 0.01月分に圧縮(12月一時金で調整)

●給料表の引き下げ $\Delta 0.00\% \sim \Delta 0.75\%$

●扶養手当(その他) 1000円増(現7700円 \Rightarrow 8700円)

06年都の勧告で第三子へ1000円上乘せの内容が示されたが八王子市は実施せず、基本賃金に配分した経過がある。

●新給料表は09年1月から

(5) その他の課題

①現業職賃金の見直しについては、任用制度協議も含め引き続き賃金任用制度労使検討会で協議していく。

また、新規採用については必要性について認識している。引き続き採用に向け努力する。

②勤務時間短縮については、現在国の動向を見守っている。内容を精査し、出来るだけ早期に対処できる様努力する。

(6) 臨時・非常勤職員組合の交渉状況

11月18日独自課題について要求書を提出、今次改定協議での改善を求めた。
具体的には12月10日ごろまでに回答内容について協議し具体的な改善を実現させていく。

(7) 公共サービス労働組合

11月14日に定期大会を開催し、今次賃金確定闘争について取り組み状況を報告し、各支部において、予算要求の段階から賃金労働条件の改善に向けた取り組みを強化することとした。

(8) 従って今回の賃金確定協議は、

①賃金表を含めマイナス0.09%の範囲内で改定することを確認するが、②しかし、高年齢層の賃金のあり方や再任用の取り扱い、③勤務時間の短縮の早期実現 ④現業賃金について引き続き協議 ⑤臨時・非常勤職員の処遇改善などの課題解決に向け引き続き交渉体制を継続することとします。

2. その他

(1) 自治労共済還付金について

12月初旬に還付できるよう進めていますので職場の拡大闘争委員皆様のご協力をお願いいたします。

(2) 自治労国際連帯救援カンパの取り組みについて

1991年湾岸戦争に端を発する難民問題へ緊急救援カンパとしてスタートした「国際連帯救援カンパ」は組合員の皆さんの多大な協力を得てきました。

貴重なカンパは連合や各種 NGO などの連携のもと、その活用方法・目的を充実させてきました。

引き続き今年度も取り組むこととします。

なお、今年度は「児童労働の撲滅」を目的とした取り組みとし、組合員全員のご協力をお願いいたします。

また、カンパという名目ではありますが、組合の組織的な取り組みとして「コーヒー一杯分の支援」ということで300円程度とします。

■方法 専用の封筒を用意し、職場回覧としますので拡大闘争委員の皆さんにとりまとめをお願いします。

■期間 12月末までに集約